

パブリック・コメントに対して提出された意見等と実施機関 の考え方

1 案件の概要

		平成 21 年度 第 1 号
案 件 名	常陸太田市生産緑地地区の指定及び管理に関する要項(案)	
概 要	生産緑地地区とは、市街化区域内の良好な都市環境の形成に寄与する自然や農地等の保全活用により風致の維持向上を図るために、これらを生産緑地として指定する都市計画の制度で、本要項はこれを計画的に運用するため、指定の要件や指定を受けた際の責務等の基本的な方針・手続きを定めるものです。	
意見等の募集期間	平成 21 年 12 月 16 日から平成 22 年 1 月 20 日まで	
提出者数	1 人	
提出された意見等の数	2 件	
所 管 課	都市計画課	

2 提出された意見等及び実施機関の考え方

No	意見等の概要	実施機関の考え方	案修正の有無
1	要項（案）全体に法何条何項記載されているが、これでは一般市民は理解できず、意見も出ないと思う。	要項を制定するにあたり、根拠となる法令を明確にするために法何条という表現をさせていただいております。ご指摘の通りこれだけでは分かりにくいことから、案件の内容を分かりやすく説明した概要説明書を併せて配布してパブリック・コメントを実施いたしました。 今後も市民の皆様により分かりやすい資料作りに努めてまいります。	なし
2	要項（案）第 3 条(2)において生産緑地地区の規模を 1,000 m ² 以上としているが、本市は山間地が多いためこれを縮小し、300 m ² 以上又は生産緑地法と同じ 500 m ² 以上にすべきであると思う。	生産緑地法において、指定要件の面積については 500 m ² 以上とされておりますが、市としては将来、都市緑地や街区公園等の公共施設を整備する場合、1,000 m ² 以上の面積が必要とされていることから、指定要件の面積を 1,000 m ² とさせていただきます。	なし

以下余白